

景観重要建造物の指定の方針

(1)景観重要建造物の指定に関する基本的な考え方

景観重要建造物は、地域の景観上重要な建造物について、景観法に基づく指定により、地域の個性ある景観まちづくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものです。

指定文化財等のように歴史的価値や文化的価値を問うものではなく、地域の良い景観を守り育むという観点から価値を見出して指定するものです。建築年代が比較的新しくても、地域の良好な景観まちづくりの模範となるもの、市民等に親しまれているものは指定の対象となり、主たる建造物と一体となって景観を形成する要素（塀や石垣、庭園等）も含めて指定することもできます。

景観重要建造物の指定の効果としては、次のようなことがあげられます。

- 現状変更の規制が可能（違反した場合は原状回復の命令が可能）
 - 規制に伴う損失の補償が可能
 - 所有者に適切な管理義務が生じる（現状変更を行う際には市長の許可が必要）
 - 所有者と管理協定を結ぶことにより、市や景観整備機構が管理を行うことができる
 - 相続税の特例や建築基準法の緩和措置（景観重要建造物）を適用することができる

(2)景観重要建造物の指定の基準

- ① 以下のいずれかに該当し、地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

○地域の拠点や象徴であるもの	・人々が集まる地域の拠点として長年にわたり親しまれてきたもの ・芸術・文化等で取り上げられたもの、あるいは歴史上の著名人との関わり等のいわれがあり地域で親しまれているもの ・本市の象徴である岡崎城の建造物とそれらと一体となった景観を構成している塀や敷石、庭園等
○地域の歴史を伝えるもの	・商家や蔵、社寺など、城下町や宿場町、門前町としての歴史を物語る伝統的な建造物とそれらと一体となった景観を構成している塀や敷石、庭園等 ・伝統的な地場産業を今に伝える建造物とそれらと一体となって景観を形成している煙突や塀、敷石等 ・本市の近代における発展を物語る洋風建築等の建造物とそれらと一体となった景観を構成している塀や敷石等 ・農家住宅や蔵、茅葺の屋根など、本市の山村集落、田園集落における暮らしに根ざした伝統的建造物とそれらと一体となった景観を構成している石垣や水路、塀等 ・現代の社会において再現することが容易でないもの ・登録有形文化財に登録されているもの
○景観上の役割が高いもの	・まちかどやアイストップに位置するなど、地区レベルの景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの ・形態意匠に一定の様式美があり、地域の景観上のシンボルとして愛され親しまれているもの ・地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く現れており、地域の良好な景観形成の模範となるもの ・優れた建築デザインにより、地域の良好な景観の形成に寄与するもの

- ② 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

景観重要建造物の一覧

指定番号	名称	写真	指定年月日	所在地
第1号	岡崎城天守		H25.4.17	康生町
第2号	六供配水場配水塔		H25.5.31	六供町
第3号	旧石原家住宅		H25.8.10	六供町
第4号	旧野村家住宅(米屋)		H25.8.10	藤川町
第5号	カクキュー八丁味噌		H26.10.30	八帖町
第6号	まるや八丁味噌		H26.10.30	八帖町
第7号	本光寺		H27.4.8	上青野町
第8号	アイチ味噌酒店舗		H27.7.24	本宿町
第9号	善立寺		H29.10.31	祐金町
第10号	岡崎信用金庫資料館(旧岡崎銀行本店)		H29.10.31	伝馬通一丁目
第11号	日本福音ルーテル岡崎教会教会堂		H30.9.1	伝馬通四丁目
第12号	十王堂		H31.3.1	藤川町
第13号	旧平岡家住宅(銭屋)		R7.3.21	藤川町